2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年四月二十七日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　北海道夕張市昭和二一の一・二二の一・二二の三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
昭和二一の一・二二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び夕張市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第四百五十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年四月二十七日

国土交通大臣　前原　誠司

○農林水産省告示第六百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年四月二十七日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　北海道夕張市高松一一地先・一一・丁未一七（以上一筆地先二筆について次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び夕張市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年四月二十七日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　北海道富良野市字山部二五六四の三地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び富良野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1084	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「大崎駅西口南地区第一種市街地再開発事業施設建築物」の構造方法に応じて評価する方法	1－4　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	大崎駅西口南地区市街地再開発組合	東京都品川区大崎2丁目11番11号	平成22年3月31日

○関東地方整備局告示第二百四十五号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）第七十六条の十において読み替えて準用する法第四十六条の規定により、登録建築物調査機関から建築物調査業務の廃止の届出があったので、法第七十六条の十において準用する法第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十七日

関東地方整備局長　菊川　滋

一　登録番号
関東地方整備局長5
二　登録建築物調査機関の名称
財団法人社会環境研究センター
三　住所
東京都千代田区麹町六丁目四番地麹町ハイツ八階八〇六号
四　建築物調査の業務の廃止する年月日
平成二十二年四月十六日
五　廃止する建築物調査の業務に係る区域
東京都全域、茨城県全域、栃木県全域、群馬県全域、埼玉県全域、千葉県全域、神奈川県全域、山梨県全域、長野県全域

○四国地方整備局告示第四十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二十七日

四国地方整備局長　足立　敏之

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　五十六号
(三)　道路の区域

区間	変更前	変更後
伊予市米湊字野中一二〇七番一から同市米湊字西ノ原四三一番一まで	敷地の幅員	一七・六九～五〇・三〇メートル 三〇・四五～六六・四五　〇・二一七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○四国地方整備局告示第四十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二十七日

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十六号	伊予市米湊字西窪九七一番一から同市米湊字山本三一五番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年四月二十七日